

2019 年 12 月 25 日
株式会社山陰合同銀行

山陰合同銀行 口座開設アプリ利用規定の改定について

口座開設アプリでの総合口座の開設停止に伴い、「口座開設アプリ利用規定」を改定いたします。

1. 主な改定内容

(1) 第 1 条より総合口座に関する記載を削除いたします。

改定前	改定後
1. 本アプリの内容および利用 (2) 本アプリにて行うことができる手続き(以下、「本手続き」といいます。)は次のとおりです。 (ア) 普通預金口座または総合口座の開設のお申込み (イ) ごうぎんインターネットバンキングサービスのお申込み (ウ) キャッシュカード発行のお申込み (エ) その他当行所定の商品サービスのお申込み	1. 本アプリの内容および利用 (2) 本アプリにて行うことができる手続き(以下、「本手続き」といいます。)は次のとおりです。 (ア) 普通預金口座開設のお申込み (イ) ごうぎんインターネットバンキングサービスのお申込み (ウ) キャッシュカード発行のお申込み (エ) その他当行所定の商品サービスのお申込み

詳しくは、改定後の口座開設アプリ利用規定をご覧ください。

【改定後】 口座開設アプリ利用規定

2. 改定日

2019 年 12 月 25 日

3. お問い合わせ先

山陰合同銀行ダイレクト支店

フリーダイヤル 0120-390245 受付時間:平日 9 時～17 時(銀行休業日を除く)

以上